

令和3年 教育委員会

第18回 定例会 議事日程

令和3年10月26日(火)

第1 報 告

【指導課】

- (1) リバウンド防止措置期間終了に伴う対応について
- (2) 特別区人事委員会勧告について
- (3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告(9月末)

第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(11月5日号)

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

リバウンド防止措置期間終了に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年9月30日付3千子指導収第1210号「緊急事態宣言の解除に伴う対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼をしております。

このことについて、東京都がリバウンド防止措置期間の10月24日での終了、10月25日から11月30日までの期間を基本的対策徹底期間としたこと、および、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年10月21日付3教総総第1639号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

- 感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。
- 対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

①健康観察の実施

- 幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。

- 咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、無理をせず休養するよう指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状態や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 正しい手洗いの方法についての指導を徹底する。

⑤感染予防に関する指導

- 授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗いを徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養）

○出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)

○委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②正しいマスクの着用

○会話や会議の際にも必ずマスクを着用する。

○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する。

○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

④勤務時間外における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

3 教育活動に関すること

●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習

- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。

○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

○文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、移動手段や活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施にあたっては、感染症防止対策を徹底した上で、実施する。

(7) 部活動について

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。

○対外試合、合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。

○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への

出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

4 教育活動におけるPCR検査の活用について

教育活動は、基本的な感染症対策を徹底した上で実施することが基本であるが、主催団体や訪問先から、参加にあたってPCR検査の実施が求められる場合等は、教育委員会に相談する。

- 学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

緊急事態宣言の解除に係る前回通知（9月30日付）からリバウンド防止措置期間終了に係る今回通知（10月22日付）への変更点

2 基本的な感染症対策の実施について

令和3年9月30日付3千子指導収第1210号	令和3年10月22日付3千子指導収第1361号
<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導</p> <p>②マスクの正しい着用の徹底</p> <p>○マスクの着用と換気を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。</p>	<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導</p> <p>②マスクの正しい着用の徹底</p> <p>○マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。</p>

3 教育活動に関すること

令和3年9月30日付3千子指導収第1210号	令和3年10月22日付3千子指導収第1361号
<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>	<p>※ 記載なし</p>
<p>(6) 学校行事等について</p> <p>※ 記載なし</p>	<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施にあたっては、感染症防止対策を徹底した上で、実施する。</p>
<p>(7) 部活動について</p> <p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。</p>
<p>○大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>	<p>○対外試合、合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。</p>

4 教育活動におけるPCR検査の活用について

令和3年9月30日付3千子指導収第1210号	令和3年10月22日付3千子指導収第1361号
※ 記載なし	4 教育活動におけるPCR検査の活用について 教育活動は、基本的な感染症対策を徹底した上で実施することが基本であるが、主催団体や訪問先から、参加にあたってPCR検査の実施が求められる場合等は、教育委員会に相談する。

令和3年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和3年10月20日（水）、職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

1 給与改定の内容

(1) 月例給

- 本年における月例給の改定は無し
- 職員の給与が民間従業員給与を94円（0.02%）上回っているが、僅少な較差であり、給料表や諸手当の適切な改定を行うことは困難なため
- 勧告の概要（昨年比較）

	公民較差	改定額・率			平均給与	平均年齢
		給料	諸手当	はね返り		
令和3年勧告 (R3.10.20)	△94円 (△0.02%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	378,430円	38.9歳
令和2年報告 (R2.12.3)	△157円 (△0.04%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	380,961円	39.1歳

※はね返り：給料等の改定により変化する手当の増加・減少額

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）
- 支給月数の引下げ分は期末手当から差引き
- これにより、職員の平均年間給与は約5万9千円の減

2 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

(1) 仕事と家庭の両立支援

- ア 不妊治療のための休暇の創設
不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要
- イ 会計年度任用職員の両立支援制度

会計年度任用職員においても育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要

3 定年引上げに関する意見

(1) 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用することが不可欠

(2) 法改正による定年の引上げ

改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられることから、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要

ア 60歳を超える職員の任用

役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要

イ 60歳を超える職員の給与

当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定することが適当

ウ 高齢者部分休業

高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から、高齢者部分休業の導入について検討する必要

(3) 今後の高齢層職員の在り方

在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き研究

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和3年9月末の報告)

教育委員会資料
令和3年10月26日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年	1		1	1	1			
	2年	1	1	2	3	3			
	3年				2	2	1	1	1
	4年				5	5	2	2	2
	5年		1	1	7	7			
	6年	1	1	2	12	12	2	2	1
中・中等(前期)	1年	1		1	7	7	2	3	3
	2年	1		1	14	15	6	7	6
	3年	1	2	3	11	12	5	5	5
中等(後期)	4年				2	2	/	/	/
	5年				2	2			
	6年				2	2			
計	合計	6	5	11	68	70	18	20	18

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和3年10月26日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	26	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
10	27	水				
10	28	木				
10	29	金				
10	30	土				
10	31	日				
11	1	月	10:00~	指導課訪問(千代田幼稚園)◎	千代田幼稚園	教育委員出席
11	2	火				
11	3	水				
11	4	木				
11	5	金		指導課訪問(九段幼稚園)◎	九段幼稚園	教育委員出席
11	6	土	9:00~	運動会	お茶の水幼稚園	
11	7	日				
11	8	月				
11	9	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
11	10	水				
11	11	木				
11	12	金				
11	13	土		学校説明会③(願書配布予定) 学校保健大会	九段中等教育学校 いきいきプラザ一番町(カスケードホール)	
11	14	日				
11	15	月		指導課訪問(お茶の水小学校)◎	お茶の水小学校	教育委員出席
11	16	火	10:00~ 14:15~	合同こども会(幼稚園、子ども園) 合同こども会(保育園、認証・認可保育園)	国立オリンピック記念青少年総合センター	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	17	水	13:25~	保幼小合同研修会	翹町小学校・幼稚園	教育委員出席
11	18	木				
11	19	金				
11	20	土				
11	21	日				
11	22	月		指導課訪問(いずみこども園)◎	いずみこども園	教育委員出席
11	23	火				
11	24	水				
11	25	木				
11	26	金				
11	27	土				
11	28	日				
11	29	月				
11	30	火				
12	1	水				
12	2	木				
12	3	金	13:00~	研究発表会	富士見小学校	教育委員出席
12	4	土				
12	5	日				
12	6	月	13:30~	点検・評価第2回有識者会議	翹町区民館	
12	7	火				
12	8	水				

「広報千代田」
11月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども支援課	令和4年度区立保育園・こども園・幼保一体施設(長時間保育)など入園児を募集	令和4年度区立保育園・こども園・幼保一体施設(長時間保育)などの入園児を募集	11月25日(木)～12月24日(金)(平日8時30分～17時)※郵送は12月17日(金)まで	子ども支援課(区役所2階)	
2	子ども支援課	12月29日(水)・30日(木) 年末保育西神田保育園で実施	就労などで保育をすることが困難な保護者(同居の親族を含む)の子どもを預かる	12月29日(水)～30日(木)	西神田保育園	
3	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ベビママの会～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)のための、おしゃべりしながら子育てについて楽しく学べる交流会	12月2日(木)・9日(木)10時～12時	神田児童館	
4	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	11月26日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
5	指導課	特別区(東京23区)の区立幼稚園臨時的任用教員採用候補者の募集	区立幼稚園教諭の妊娠出産休暇・育児休業取得者の補助教員候補者を募集	郵送：11月18日(木)～12月7日(火)	東京区政会館17階	特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局 人事企画課採用選考担当

6	文化振興課	第16回ちよだジュニア文学賞受賞者発表	10月23日(土)に授賞式で表彰したジュニア文学賞受賞者を発表			
7	文化振興課	内幸町ホール特選落語会 「桃月庵白酒独演会」 無料招待	内幸町ホール特選落語会への無料招待を実施	12月12日(日)12時～		内幸町ホール
8	文化振興課	狂言チケット販売	野村万作・野村萬斎ほか出演の狂言チケットを区民向けに販売	11月30日(火)18時30分～	よみうり大手町ホール(大手町1-7-1)	万作の会 読売新聞社
9	文化振興課	第2回近未来フェス	音楽とアート、伝統工芸などが融合した誰でも参加できるイベント	11月14日(日)13時～18時	アーツ千代田3331(外神田6-11-14)	たこ焼まえかわfamily
10	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜11時～	2階児童室	四番町図書館
11	文化振興課	図書フロア企画展示 「装い～身にまとう表現～」	衣服や小物、髪型、化粧などの「装い」について、歴史や文化・伝統を紹介	～令和4年1月14日(金)	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
12	文化振興課	第31回ちよだシーズンコンサート大江戸助六太鼓「明日へひびけ！江戸の音 ころの音」	第31回ちよだシーズンコンサート大江戸助六太鼓『明日へひびけ！江戸の音 ころの音』のチケット販売	12月18日(土)15時～		内幸町ホール
13	文化振興課	地域の歴史を知る講座	区内の歴史文化を紹介	12月11日(土)14時30分～16時ほか	神保町区民館ほか	日比谷図書文化館文化 財事務室
14	生涯学習・スポーツ課	区民スポーツ大会 「ファミリーバレーボール大会」	中学生以上の区内在住者・在勤者対象のファミリーバレーボール大会	12月12日(日)10時～	スポーツセンター(内神田2-1-8)	

15	生涯学習・スポーツ課	Let's play! パラスポーツちよだ2021～パラスポーツをやってみよう!～	パラアスリートの直接指導による競技体験(車いすラグビー、シッティングバレーボール、ボッチャ、車いす卓球)	12月5日(日)13時30分～15時	スポーツセンター(内神田2-1-8)	
16	生涯学習・スポーツ課	すばすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すばすた会員でない方も参加できる講座を開催 ①ハッピーハンドメイド ドライフラワーで作るしめ縄②モテレシピ「チキンフリカッセ」	12月16日(木)18時30分～20時30分	①九段生涯学習館 ②スポーツセンター	九段生涯学習館
17	生涯学習・スポーツ課	ゲートボール大会	区内在住・在勤・在学者を対象としたゲートボール大会	11月23日(火・祝)8時30分～	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
18	生涯学習・スポーツ課	菅平高原スキー講習会	区内在住・在勤・在学者を対象とした菅平で行うスキー講習会	令和4年1月7日(金)19時30分～10日(月・祝)	菅平高原スキー場(長野県上田市、宿泊先=山光館)	千代田区体育協会
19	生涯学習・スポーツ課	短期苦手克服教室 ～マット運動&鉄棒&とび箱～	マット運動と鉄棒・とび箱の苦手意識を克服するクラス	12月26日(日)～28日(火)幼児クラス=9時～10時15分、小学生クラス=10時45分～12時	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・スポーツ課	バレトン	15歳以上の方(中学生を除く)を対象としたバレトン教室	12月5日～令和4年1月30日の毎週日曜(1/2を除く全8回) 15時～15時50分	スポーツセンター	スポーツセンター